

修士課程 学位審査規程

(出願の要件)

第 1 条 修士の学位を取得しようとする者は、以下の各号に掲げる要件を充足していなければならない。

- (1) 本研究科における修了迄の在学期間が2年以上（見込み含）であること。ただし、大学院学則第36条3号に該当するものについては、在学期間1年以上で足りるものとする。
- (2) 所定の授業科目について修得すべき単位数以上を修得している、又は修得見込みであること。
- (3) 必要な研究指導を受けていること。

(題目)

第 2 条 修士の学位を取得しようとする者は、定められた日までに論文等の題目を指導教員に提出しなければならない。また、一度提出した題目の変更は原則として認められない。ただし、学位論文等審査願提出時において、指導教員がその必要性を認め、所定の手続きを経た場合に限り変更を認めることがある。

(出願期間及び提出物)

第 3 条 修士の学位を取得しようとする者は、定められた日までに審査を受けようとする自著の論文等に学位論文等審査願を添えて研究科長に提出しなければならない。

(提出論文及び制作物の要件)

第 4 条 論文で審査を受けようとする者は、32,000字以上40,000字以内の学位申請論文を提出しなければならない。書式形態は、A4縦判横書（40字×25行、1ページあたり1,000字を目安）又はA4縦判縦書（2段組、1段35字×30行、1ページあたり2,100字を目安）とし、所定の表紙を付すこととする。また、いずれの場合も本文の書式形態に準じて1,800字以上を目安とし2,000字以内の要約を添付するものとする。なお、注釈を表記する場合は、上記書式の体裁の行幅に合わせ、1行あたりの字数を決めること。また、研究科委員会が必要と認めた場合に限り、英文での提出を受理することがある。書式形態、語数等詳細は別に定める。

- 2 論文と制作物により審査を受けようとする者は、当大学院学位規程第4条第2項に示された当該作品資料と、4,000字以上40,000字以内の学位申請論文を提出しなければならない。書式形態は、A4縦判横書（40字×25行、1ページあたり1,000字を目安）とし、所定の表紙を付すこととする。また、いずれの場合も本文の書式形態に準じて1,800字以上を目安とし2,000字以内の要約を添付するものとする。なお、注釈を表記する場合は、上記書式の体裁の行幅に合わせ、1行あたりの字数を決めること。また、研究科委員会が必要と認めた場合に限り、英文での提出を受理することがある。書式形態、語数等詳細は別に定める。

0字を目安)又はA4縦判縦書(2段組、1段35字×30行、1ページあたり2,100字を目安)とし、所定の表紙を付すこととする。ただし、研究領域に応じ、別に枚数及び記述すべき方法を指定する場合がある。また、いずれの場合も本文の書式形態に準じて1,000字以上を目安とし2,000字以内の要約を添付するものとし、必要に応じて英語の資料添付を認める。なお注釈を表記する場合は、上記書式の体裁の行幅に合わせ、1行あたりの字数を決めること。また作品のサイズおよび規格等について、各領域、分野が予め指定する場合にはこれに反してはならない。また、研究科委員会が必要と認めた場合に限り、英文での提出を受理することがある。書式形態、語数等詳細は別に定める。

(審査及び試験)

- 第5条 学位論文等審査願を提出した者は、主査が指定する日時に審査及び口頭もしくは筆記による試験を受けなければならない。
- 2 審査試験結果は、別に定めるところにより、所定書式に指定された項目をもって記入し、主査がとりまとめる。なお、審査及び試験における最終判定責任は主査に帰すものとする。

(審査員の選出)

- 第6条 審査及び試験には、研究科委員会の指名する主査1名、副査2名の教員があたり、実施に関する細目は主査、副査の合議により決定するものとする。
- 2 主査は、大学院担当の専任教授とする。ただし、研究科委員会が特に必要があると認めた場合には大学院担当の専任准教授とすることができる。また本大学院が必要と認める場合は学外有識者を特別に主査と定める場合がある。
- 3 主査は、研究科長の承諾を得て、内外有識者の参考意見を聴取することができる。

(審査報酬)

- 第7条 学位規程第4条5項において推薦、選出された主査・副査は別に定める審査報酬を受ける場合がある。

(正本の提出)

- 第8条 審査及び試験に合格した者は、学位論文の正本を修了判定後原則1週間以内に指定の場所へ提出しなければならない。提出を怠った者には学位の授与を行わない場合がある。また、正本の書式については別途定める。

(本規程の改廃)

- 第9条 本規程の改廃は、研究科委員会の議を経て学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、2024年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、学位（修士）授与に関する内規は廃止する。